

第30号議案

仙台市環境基本計画に関する件

仙台市環境基本計画を別紙のとおり変更することにつき、仙台市議会の議決事件に関する条例
第2条第1号ロの規定により、議決を求める。

第三十一号議案

仙台市魅力活力創出基金条例

仙台市魅力活力創出基金条例

（設置）

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第一号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（第五条において「まち・ひと・しご」と創生寄附活用事業」という。）を推進し、本市の魅力及び新たな活力の持続的な創出による市民福祉の向上を図るため、魅力活力創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。

一 基金への積立てを指定された寄附金の額

二 前号に掲げるもののほか、毎年度予算で定める額の範囲内の額

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は特別会計に貸し付けて運用することができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、仙台市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

（処分）

第五条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

本市の魅力及び新たな活力の持続的な創出による市民福祉の向上を図ることを目的として魅力活力創出基金を設置するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号議案

仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例

仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。次条及び第十四条第一項において「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、本市の区域内のマンションの管理の適正化に関し、市、管理組合の管理者等、マンション分譲事業者その他の主体の責務を明らかにするとともに、マンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずること等により良好な居住環境の形成を図り、もつて市民の安全かつ安心で快適な暮らしの実現及び市街地環境向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第三条 市は、マンションの管理の状況等の把握に努めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。
3 市は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合又はマンションの区分所有者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（マンションの区分所有者等の責務）

第四条 マンションの区分所有者等は、管理組合一員としての役割を適切に果たすよう努めるとともに、建物並びにその敷地及び附属施設の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力するよう努めるものとする。

2 マンションの区分所有者等は、市が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

（管理組合の責務）

第五条 管理組合は、マンション管理適正化指針及び仙台市マンション管理適正化指針（市が作成するマンション管理適正化推進計画において定める都道府県等マンション管理適正化指針をいう。）の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めるものとする。

2 管理組合は、市が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

（管理者等の責務）

第六条 管理組合の管理者等は、マンションを適正に管理するため、誠実に職務を行うよう努めるものとする。

2 管理組合の管理者等は、市が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

（マンション管理士の責務）

第七条 マンション管理士は、専門的知識をもつて、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、

管理組合の管理者等、マンションの区分所有者等その他関係者の相談に応じ、助言、指導その他の援助を適正に行うよう努めるものとする。

2 マンション管理士は、市が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

（マンション管理業者の責務）

第八条 マンション管理業者は、管理組合から委託を受けた管理事務を誠実に行うよう努めるものとする。

る。

2 マンション管理業者は、市が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。
（マンション分譲事業者の責務）

第九条 宅地建物取引業者であつて、マンションの分譲（委託を受けて行うものを含む。以下同じ。）を行うもの（以下「マンション分譲事業者」という。）は、分譲後のマンションの適正な管理に資するため当該マンションの維持及び修繕に関する計画の案を策定し、並びに当該マンションの管理に関するマンションの区分所有者等の理解の増進に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 マンション分譲事業者は、市が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

（宅地建物取引業者の責務）

第十条 宅地建物取引業者は、マンションの売買若しくは交換又はマンションの売買若しくは交換の代理若しくは媒介をしようとするときは、購入者等に対し、当該マンションの管理の状況に関する情報を提供し、当該マンションの管理に関する購入者等の理解の増進に努めるものとする。

2 宅地建物取引業者は、市が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。
（マンション分譲事業者による届出等）

第十一条 マンション分譲事業者は、マンションの分譲をしようとするときは、当該マンションに関する最初の重要な事項説明（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項から第三項までの規定による説明をいう。）の開始の日の三十日前までに、市長が定めるところにより、当該マンションの管理に関する事項について、市長に届け出なければならない。

2 マンション分譲事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、速やかに、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 マンション分譲事業者は、第一項の規定による届出に係るマンションの購入者等に対し、同項の規定により届け出た事項（前項の規定による変更の届出があつた場合には、その変更後のもの）について説明を行い、その理解を得るよう努めるものとする。
（管理者等による届出）

第十二条 管理組合の管理者等（管理者等が置かれていないとときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。以下同じ。）は、市長が定めるところにより、マンションの分譲後初めて招集される集会の日から九十日以内に、当該マンションの管理の状況に関する事項について、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定によるもののほか、管理組合の管理者等は、市長が定めるところにより、定期に、当該マンションの管理の状況に関する事項について、市長に届け出なければならない。

3 管理組合の管理者等は、前二項の規定による届出を行う場合には、あらかじめ、当該届出の内容について集会の決議を経なければならない。

（届出事項の公表）

第十三条 市長は、前二条の規定による届出があったときは、市長が定めるところにより、当該届出に係る事項のうち市長が定めるものについて公表するものとする。ただし、当該事項について公表することが著しく不適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、当該届出に係るマンション分譲事業者又は管理組合の管理者等の同意を得たときは、市長が定めるところにより、前項の規定により公表する事項のほか、市長が定める事項についても公表するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（マンション分譲事業者から管理者等への書類の交付等）

第十四条 第十一条第一項の規定による届出をしたマンション分譲事業者は、当該届出に係るマンションの管理組合の管理者等に対し、法第百三条第一項の規定により同項の図書を交付するほか、マンションの適正な管理及び建物の修繕に有用な書類として市長が定めるものを交付しなければならない。

2 前項の図書及び書類の交付を受けた管理組合の管理者等は、マンションの分譲後初めて招集される集会の日から九十日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

3 第十二条第三項の規定は、前項の規定による報告を行う場合について準用する。

（届出等に関する指導及び勧告等）

第十五条 市長は、マンション分譲事業者又は管理組合の管理者等について、第十一条及び第十二条の規定による届出を怠つたと認めるときは、これらの者に対し、相当の期間を定めて、当該届出をすべきことを指導し、及び勧告することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、マンション分譲事業者又は管理組合の管理者等に対し、これらの者が講ずべき措置について必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

3 市長は、前二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかつたときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（適用区分）

2 第十一条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に同項の重要な事項説明の開始の日が到来するマンションの管理に関する

る事項について適用し、第十二条第一項の規定は、施行日以後初めて同項の集会が招集されるマンションの管理の状況に関する事項について適用する。

理由

マンションの管理の適正化の推進に關し、各主体の責務を明確化するとともに、マンション分譲事業者及び管理組合による届出制度を新設する等のため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号議案

仙台市防災・減災のまち推進条例の一部を改正する条例

仙台市防災・減災のまち推進条例の一部を改正する条例

仙台市防災・減災のまち推進条例（平成二十九年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「昭和三十六年法律第二百二十三号」の下に「。次号、第六条及び第十二条第一項において「法」という。」を加え、同条第一号中「災害対策基本法」を「法」に改める。

第六条中「災害対策基本法」を「法」に改める。

第十二条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第一項中「災害時要援護者（災害が発生した場合に、必要な情報を探して入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいう。以下この条）」を「要配慮者（法第八条第二項第十七号に規定する要配慮者をいう。次項及び第三項）」に改め、同条第二項及び第三項中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

災害の発生の予防又は拡大の防止のため特に配慮を要する者の名称を要配慮者に変更するとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号議案

仙台市行政手続条例等の一部を改正する条例

（仙台市行政手続条例の一部改正）
仙台市行政手続条例等の一部を改正する条例

第一条 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第十三条に次の二項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和七年総務省令第百三号）に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から一週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十四条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十条第三項中「第十三条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から一週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十七条中「第十三条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十六条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十三条第三項後段」を「第十三条第四項後段」に改める。

（仙台市職員の分限に関する条例の一部改正）

第二条 仙台市職員の分限に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該職員の所在を知ることができないときにおける書面の交付の方法について準用する。

（仙台市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第三条 仙台市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第四十号）の一部を次のように改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該職員の所在を知ることができないときにおける書面の交付の方法について準用する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
第十九条の七第六項を次のように改める。

6 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける書面の交付の方法について準用する。

（仙台市職員退職手当条例の一部改正）

第五条 仙台市職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第十二条第三項を次のように改める。

3 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける通知の方法について準用する。

第十四条第四項中「（平成七年仙台市条例第一号）」を削る。

（仙台市屋外広告物条例及び仙台市都市公園条例の一部改正）

第六条 第一号に掲げる条例の規定中「、規則」を「、仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第四項前段の規定の例により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、規則」に改め、第二号に掲げる条例の規定中「の規定による掲示」を「に掲げる方法による公示」に改める。

一 仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第四号）第二十二条第一項第一号及び仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）第十八条第一項第一号

二 仙台市屋外広告物条例第二十二条第一項第二号及び仙台市都市公園条例第十八条第一項第二号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の仙台市行政手続条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第十三条第三項及び第四項（これらの規定を改正後の条例第二十条第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）（これらの規定を他の条例において準用し、又はその例による場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う通知、書面の交付又は公示（これらに相当する行為を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行つた通知、書面の交付又は公示については、なお従前の例による。

理 由

行政手続法の改正を考慮し、公示送達等の方法にインターネットを利用する方法を加えるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する

理由である。

第三十五号議案

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一五、〇九七人」を「一五、三〇四人」に改め、同条第一号中「五、一五九人」を「五、二七六人」に、「四一九人」を「四三九人」に改め、同条第五号中「八八〇人」を「八八三人」に改め、同条第八号中「二四人」を「二五人」に改め、同条第九号中「六、二九一人」を「六、三五七人」に、「五、八四七人」を「五、九一〇人」に改め、同条第十一号中「一七人」を「一九人」に改め、同条第十二号中「一、一二六人」を「一、一三四人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

市長の事務部局、福祉事務所、市立病院、監査委員の事務部局、教育委員会の事務部局等、学校及び人事委員会の事務部局の職員並びに消防職員の定数を増加させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号議案

仙台市土地開発基金条例の一部を改正する条例

仙台市土地開発基金条例の一部を改正する条例

仙台市土地開発基金条例（昭和四十四年仙台市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（処分）

第六条 市長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部を処分することができる。

2 前項の規定により基金の一部の処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

土地開発基金の一部を処分することができる」ととするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号の次に次の四号を加える。

九の二 独身証明

九の三 婚姻要件具備証明

九の四 戸籍受附帳に記載のないこと

の証明

九の五 戸籍法（昭和二十二年法律第

二百二十四号）第四十一条の証書の

との証明手数料

の証明

九の五 戸籍法（昭和二十二年法律第

二百二十四号）第四十一条の証書の

との証明手数料

第二条第一項第十七号中「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削り、同項第八十二号中「マンショ

ンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改め、「基づく容積率」の下に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替え等に係る容積率等の特例許可申請手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第八十二号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台市手数料条例第二条第一項第九号の二から第九号の五までの規定による手数料の徴収は、これらの規定に掲げる事務のうちこの条例の施行の日以後に請求がなされるものについて行う。ただし、当該事務の請求が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。）によりなされた場合において、その郵便物又は信書便物（同条第三項に規定する信書便物をいう。以下この項において同じ。）の通信日付印により表示された日（その表示がないときは、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）がこの条例の施行の日前であるときは、この限りでない。

理 由

独身証明手数料等を新設するとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正を考慮し、要除却等認定マンションの建替え等に係る特例許可申請手数料を徴収する事務の範囲を拡大するため、

現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号議案

仙台市交通指導隊条例の一部を改正する条例

仙台市交通指導隊条例の一部を改正する条例

仙台市交通指導隊条例（昭和六十二年仙台市条例第六十九号）の一部を次のようにより改定する。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の二条を加える。

（休隊）

第六条 隊員は、三月以上隊員としての活動を行うことができない場合において市長が必要と認めるときは、三年を超えない範囲内において隊員としての活動の休止（次項及び第三項において「休隊」という。）をすることができる。

2 休隊をしている隊員は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 第八条の規定にかかわらず、休隊をしている隊員には、その休隊の期間中、報酬を支給しない。

別表中「第七条」を「第八条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 この条例による改正後の仙台市交通指導隊条例第六条第一項に規定する休隊のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

交通指導隊における休隊制度を新設するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号議案

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

仙台市敬老乗車証条例（平成十四年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「敬老乗車証」を「ICカード」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 回数券の券面金額及び回数券の交付の単位は、市長が定める。

第二条第一項中「範囲内」の下に「（回数券にあつては、当該回数券の券面金額）」を加え、「第六条」を「第七条」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

敬老乗車証の種類は、ICカード及び回数券とする。

第三条中「交付対象者」を「交付の対象となる者（第五条において「交付対象者」という。）」に改める。

第四条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、ICカードに記録されている金額（次条、第六条及び第八条第一項において「ICカード残高」という。）を増額させようとする者について準用する。

3 前項において準用する第一項の規定による申請は、千円を単位として行うものとする。

第五条を次のように改める。

（上限額）

第五条 交付対象者が交付を受けることができる回数券の額及び増額させることができるICカード残高の合計額は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間（）とに、十二万円を限度とする。

第十条を第十一条とする。

第九条第一号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「第九条第三号」を「第十条第三号」に改め、同条第二項中「利用可能金額」を「ICカード残高」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（負担割合）

第六条 回数券の交付又はICカード残高の増額の申請をした者は、敬老乗車証に係る事業に要する費用に充てるため、当該申請の際、交付を受けようとする回数券の額又は増額させようとするICカード残高に百分の二十五の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を負担しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 改正後の仙台市敬老乗車証条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定による回数券の交付のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規

定の例により行うことができる。この場合において、改正後の条例第六条中「の際」とあるのは、「の際（当該申請が回数券の交付に係るものである場合にあつては、当該申請に係る回数券の交付を受ける際）」と読み替えるものとする。

理由

敬老乗車証制度における回数券方式の導入に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号議案

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号議案

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「子ども（十五歳）」を「子ども（十八歳）」に改める。

別表第二の四の項中「、子ども」を「、こども」に、「子ども医療費助成関係情報」を「こども医療費助成関係情報」に改め、同表の六の項、十三の項、十八の項及び十九の項中「子ども医療費助成関係情報」を「こども医療費助成関係情報」に改め、同表の二十の項中「子ども」を「こども」に改め、同表の二十一の項中「子ども医療費助成関係情報」を「こども医療費助成関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

こどもに対する医療費の助成に関する事務における個人番号の利用範囲を拡大するとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号議案

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表児童厚生施設仙台市荒井児童館の項の次に次のように加える。

仙台市秋保児童館

仙台市太白区秋保町長袋字大原四十五番地の五

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

秋保児童館を設置するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号議案

仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。
第一条中「第四十六条第二項」の下に「（法第五十四条の三において準用する場合を含む。）」を加え、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

本則に次の一条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第三条 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

附 則

ハ)の条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるとともに、条例の題名を仙台市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号議案

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例

例

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第十六条—第二十六条）」を

「第二款 建築物における太陽光発電設備の設置等の推進（第十六条—第三十条）」

第三款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第三十一条—第四十条）」に、「第二十七条」

を「第四十一条」に、「第二十八条—第三十三条」を「第四十二条—第四十七条」に改める。

第二条第二号中「第三十二条」を「第四十六条」に改め、同条第五号口中「物質」の下に「（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素を除く。）」を加え、同号ハ中「第十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第十五条第一項中「に係る」を「の各年度について、」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第三十三条を第四十七条とし、第三十二条を第四十六条とし、第三十二条を第四十五条とする。

第三十条第一号中「又は」を削り、「提出し」を「提出せず、第十九条第一項の規定に違反して太陽光発電設備設置等報告書を提出せず、第二十四条第一項の規定に違反して太陽光発電設備設置等計画書を提出せず、又は同条第四項の規定に違反して計画変更届の届出をし」に改め、同条第二号中「又は事業者温室効果ガス削減報告書」を「、事業者温室効果ガス削減報告書、太陽光発電設備設置等報告書、太陽光発電設備設置等計画書又は計画変更届」に改め、同条第三号中「第二十八条」を「第四十二条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十九条第一項の規定による提出、第二十四条第一項の規定による提出又は同条第四項の規定による届出があつた場合において、当該提出又は届出に係る中小規模特定建築物又は大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置状況又は省エネルギー性能の状況が、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項に定める基準に照らして著しく不十分であると認められ、かつ、正当な理由なく第二十九条の指導又は助言に従わない者

四 正当な理由なく第二十七条の規定による求めに応じない者

第三十条を第四十四条とする。

第二十九条第一項中「計画書提出特定事業者」の下に「、報告書提出特定建築事業者等」を加え、同条を第四十三条とする。

第二十八条中「計画書提出特定事業者」の下に「、報告書提出特定建築事業者等」を加え、同条を第四十二条とし、第二章第三節中第二十七条を第四十一条とし、同章第二節第二款中第二十六条を第四十

条とし、第二十三条から第二十五条までを十四条ずつ繰り下げ、第二十二条を削り、第二十一条を第三十六条とし、第十六条から第二十条までを十五条ずつ繰り下げ、同款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款 建築物における太陽光発電設備の設置等の推進

（建築主等の責務）

第十六条 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）を新築し、増築し、又は改築しようとする者（第二十二条及び第二十六条において「建築主」という。）及び建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者（次条において「建設請負事業者」という。）は、当該建築物について、太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）の設置、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中小規模特定建築物における太陽光発電設備の設置）

第十七条 特定建築事業者（建設請負事業者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸する）とを業として行う者（以下この項及び第二十一条においてこれらを「建築事業者」という。）であつて、年度において本市の区域内に、新たに建設し、又は新築する市長が定める規模未満の建築物（当該年度において、建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の規定による確認済証（建築物の計画の変更に係るものを除く。）の交付を受けたものであつて、当該建築事業者が自らその工事を行うものに限り、市長が定める種類のものを除く。以下「中小規模特定建築物」という。）の延べ面積の合計が市長が定める値以上であるものをいう。以下同じ。）は、当該中小規模特定建築物又はその敷地において、出力の合計が市長が定める基準に適合するよう太陽光発電設備を設置しなければならない。

2 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物又はその敷地において、出力の合計が市長が定める誘導基準（太陽光発電設備の設置の促進のために誘導すべき基準をいう。第二十二条第二項において同じ。）に適合するよう太陽光発電設備の設置に努めるものとする。

3 特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、これと同等の措置として市長が定めるものを講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた特定建築事業者については、第一項の基準に適合しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

（中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の遵守）

第十八条 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能誘導基準（省エネルギー性能の向上の促進のために誘導すべき基準をいう。第二十三条第二項において同じ。）に適合するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（太陽光発電設備設置等報告書の提出）

第十九条 特定建築事業者は、年度ごとに、次項各号に掲げる事項を記載した報告書（以下「太陽光発電設備設置等報告書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 太陽光発電設備設置等報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 特定建築事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 本市の区域内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

三 第十七条第一項の基準に対する適合状況

四 第十七条第三項の措置を講ずる場合にあつては、当該措置の実施状況

五 前条第一項の省エネルギー性能基準に対する適合状況

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書が提出されたときは、次条の評価を行つた上で、速やかに、その概要を公表するものとする。

（太陽光発電設備設置等報告書の評価）

第二十条 市長は、前条第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書が提出されたときは、市長が定めるところにより、当該太陽光発電設備設置等報告書について評価を行うものとする。

（一般建築事業者等の太陽光発電設備設置等報告書の提出等）

第二十一条 特定建築事業者以外の建築事業者その他市長が認める者（次項において「一般建築事業者等」という。）は、太陽光発電設備設置等報告書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 前二条（第十九条第一項を除く。）及び第二十七条から第二十九条までの規定は、一般建築事業者等が前項の規定により太陽光発電設備設置等報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置）

第二十二条 市長が定める規模以上の建築物（市長が定める種類の建築物を除く。以下「大規模特定建築物」という。）の建築主（以下「特定建築主」という。）は、当該大規模特定建築物又はその敷地において、市長が定める基準に適合するよう太陽光発電設備を設置しなければならない。

2 特定建築主は、当該大規模特定建築物又はその敷地において、市長が定める誘導基準に適合するよう太陽光発電設備の設置に努めるものとする。

3 特定建築主は、太陽光発電設備の設置に代えて、これと同等の措置として市長が定めるものを講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた特定建築主については、第一項の基準に適合しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

（大規模特定建築物における省エネルギー性能基準の遵守）

第二十三条 特定建築主は、当該大規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2 特定建築主は、当該大規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能誘導基準に適合するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（太陽光発電設備設置等計画書の提出）

第二十四条 特定建築主は、次項各号に掲げる事項を記載した計画書（以下「太陽光発電設備設置等計画書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 太陽光発電設備設置等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 大規模特定建築物の名称及び所在地

三 大規模特定建築物の概要

四 第二十二条第一項の基準に対する適合状況

五 第二十二条第三項の措置を講ずる場合にあっては、当該措置の内容

六 前条第一項の省エネエネルギー性能基準に対する適合状況

七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書が提出されたときは、次条の評価を行つた上で、速やかに、その概要を公表するものとする。

4 第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了するまでの間、第二項第三号から第六号までに掲げる事項について変更しようとするときは、その旨を記載した届出書（以下「計画変更届」）という。）により、市長が定める期日までに市長に届け出なければならない。

5 計画書提出特定建築主は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了するまでの間、第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項について変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

6 計画書提出特定建築主は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了したときは又は工事を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

7 第三項の規定は第四項の規定による届出について、第三項の規定（評価に係る部分を除く。）は前二項の規定による届出について、それぞれ準用する。

（太陽光発電設備設置等計画書等の評価）

第二十五条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものについて、市長が定めるところにより、評価を行うものとする。

一 前条第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書が提出されたとき 当該太陽光発電設備設置等計画書

二 前条第四項の規定により計画変更届の届出があつたとき 当該計画変更届

（一般建築主等の太陽光発電設備設置等計画書の提出等）

第二十六条 特定建築主以外の建築主その他市長が認める者（次項において「一般建築主等」という。）は、太陽光発電設備設置等計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 前二条（第二十四条第一項を除く。）及び次条から第二十九条までの規定は、一般建築主等が前項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（太陽光発電設備の設置の際の遵守事項）

第二十七条 市長は、太陽光発電設備を設置しようとする特定建築事業者及び特定建築主に対し、市民及び事業者が安全に、かつ、安心して太陽光発電設備を利用できるよう、市長が定める事項を遵守するよう求めるものとする。

（表彰）

第二十八条 市長は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その者を表彰することができる。

一 太陽光発電設備設置等報告書を提出した特定建築事業者（次条において「報告書提出特定建築事業者」という。） 第二十条の評価の結果が特に優良であると認められる場合

二 計画書提出特定建築主又は計画変更届の届出をした計画書提出特定建築主（次条において「計画変更届出特定建築主」という。） 第二十五条の評価の結果が特に優良であると認められる場合

（指導及び助言）

第二十九条 市長は、太陽光発電設備の設置、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置が講じられるよう、報告書提出特定建築事業者、計画書提出特定建築主及び計画変更届出特定建築主（第四十二条及び第四十三条において「報告書提出特定建築事業者等」という。）に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（太陽光発電設備の再使用及び再生利用）

第三十条 中小規模特定建築物若しくはその敷地又は大規模特定建築物若しくはその敷地に設置した太陽光発電設備を撤去しようとする者は、使用済みとなる太陽光発電設備について、再使用及び再生利用に努めなければならない。

2 市は、前項の再使用及び再生利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条第五号ロ及び第十五条第一項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十六条の規定は、この条例の施行の日前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知が行われた建築物については、適用しない。

（検討）

3 市長は、建築物における太陽光発電設備の設置等の推進に係る国の施策の動向、本市における施策の実施状況等を勘案し、この条例による改正後の仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

理 由

建築物における太陽光発電設備の設置等の推進に関し必要な事項を定め、一般事業者の事業者温室効

果ガス削減計画書の作成対象期間を短縮とともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号議案

仙台市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

仙台市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

仙台市中央卸売市場業務条例（令和二年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（取扱品目等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。第五十五条第三項各号において「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等（第五十五条第三項第一号において「指定飲食料品等」という。）が含まれるときは、当該指定飲食料品等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第五十五条に次の二項を加える。

3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第四条第二項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号の指標

二 食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

卸売市場法の改正を考慮し、食品等の取引の適正化に資する事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表することとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号議案

仙台市觀光交流施設条例の一部を改正する条例

仙台市觀光交流施設条例の一部を改正する条例

仙台市觀光交流施設条例（平成十二年仙台市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表せんだい青葉山交流広場・駐車場の項を削る。

第三条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、「又はせんだい青葉山交流広場・駐車場の交流広場」を削り、「利用しよう」を「使用しよう」に改め、同条第二項中「利用許可」を「使用許可」に改める。

第四条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項中「利用許可」を「使用許可」に改める。

第四条の二中「利用許可」を「使用許可」に、「利用者」を「使用者」に改め、同条第一号中「利用できない」を「使用できない」に改め、同条第二号中「利用」を「使用」に改める。

第五条ただし書中「利用者」を「使用者」に改める。

第七条の見出し中「目的外利用」を「目的外使用」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用して」を「使用して」に改める。

第八条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第九条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用許可」を「使用許可」に、「利用を」を「使用を」に改める。

第十一条第一項第一号中「利用許可」を「使用許可」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

別表第一の表中「利用区分」を「使用区分」に改め、同表備考中「利用する」を「使用する」に改め、別表第一の二の表中「利用区分」を「使用区分」に改め、同表備考第一号中「利用時間」を「使用時間」に改め、同表備考第二号中「利用する」を「使用する」に改め、別表第一の三の表中「利用区分」を「使用区分」に改め、同表備考第一号中「利用時間」を「使用時間」に改め、同表備考第二号及び第三号中「利用する」を「使用する」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

せんだい青葉山交流広場・駐車場を廃止するとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号議案

仙台市建築審査会条例の一部を改正する条例

仙台市建築審査会条例の一部を改正する条例

仙台市建築審査会条例（昭和二十六年仙台市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号及び第二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第二項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 航浜地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第五十一号）
同字一番山、同字四本松、同字西、同字念佛田及び同字南丁」又「荒浜字伊勢西、同字一本杉東」又
「荒浜字一本杉東」又「同字四本松、同字西」又「同字北丁、同字新堀端、同字神明林、同字中丁」
に沿る。

別表第一 航浜地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例

区域	整備計画	利活用事業地区	荒浜地区
			次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物
			ア 児童厚生施設その他これに類するもの
			イ 公衆浴場（風呂法第2条第6項第1号に掲げる営業を営むものを除く。）
			ウ 体育館、スポーツの練習場（ゴルフ練習場を除く。）又は遊技場（風呂法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業を営むものを除く。）
			エ ピクニック緑地、キャンプ場、レジャー施設その他これらに類するものの管理運営の用に供する建築物（宿泊の用に供する建築物を除く。）
			オ 農業、林業又は漁業の用に供する建築物

		<p>カ 農産物、林産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物その他これに類する用途に供するもの</p> <p>キ 床面積の合計が150平方メートル以内の倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>ク 店舗等その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が2,500平方メートル以内のもの（風呂法第2条第1項各号に掲げる営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第3項の接客業務受託営業を営むもの及びカラオケボックスその他これに類するものを除く。）</p> <p>ケ 展示場</p> <p>コ 床面積の合計が250平方メートル以内の集会場又は集会所（葬儀を行うことを目的とするものを除く。）</p> <p>サ 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第2号の津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能を有する堅 固な建築物（以下「津波避難施設」という。）</p> <p>シ 動物の運動場</p> <p>ス あずまや</p>
公共利用地区		<p>展示場（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物</p>

別表第九荒浜地区整備計画区域の項を次のように改めぬ。

荒浜地区整備計画区域	利活用事業地区	
	警察官派出所等	第3条
	津波避難施設	第9条
	公共利用地区	警察官派出所等
		第3条

附 則

ハ)の条例は、公布の日から施行する。

理 由

荒浜地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。ハ)が、ハ)の条例案を提出する理由である。

第四十九号議案

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号中「第十四項」の下に「（同項第三号の規定にあつては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第十五号、第十八号及び第二十三号中「の規定」を「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築物の容積率等の特例許可の申請に係る各種手数料を徴収する事務の範囲を拡大するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十号議案

仙台市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

仙台市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市農業集落排水事業条例（平成二年仙台市条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表長袋地区の項中「仙台市太白区秋保町境野字上戸、同字漆方」を「仙台市太白区秋保町境野字漆方」に改め、「同字中原、同字中屋敷、同字野尻、同字刃田、同字刃田山」を削る。

第二条 仙台市農業集落排水事業条例の一部を次のように改正する。

別表長袋地区の項を削る。

第二条 仙台市農業集落排水事業条例の一部を次のように改正する。

別表馬場地区の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。

（仙台市下水道条例の一部改正）

2 仙台市下水道条例（昭和三十五年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項を次のように改める。

15 農業集落排水処理施設を使用する区域から公共下水道を使用する区域への編入が行われた区域が

ある場合において、当該区域内でその編入が行われた日（以下この項から附則第十七項までにおいて「編入日」という。）の前日まで農業集落排水処理施設を使用していた者であつて編入日から引き続いて公共下水道を使用することとなつたものがいるときにおける当該者から徴収する公共下水道の使用料（編入日以後初めて支払を受ける権利が確定されたものに限る。）に係る第十三条の三

第二項の規定の適用については、同項の表一般汚水の項中

汚水量千立 方メートル を超える ルまでの分	汚水量一万 立方メートル を超える 分	汚水量千立 方メートル を超える分	四〇六円
四二〇円	四〇六円	四〇六円	四〇六円

十一条の五第一項（公共下水道の使用の開始に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則第十六項及び第十七項中「施行日」を「編入日」に、「区域」を「編入が行われた区域」に改める。

理由

農業集落排水処理施設の処理区域から長袋地区及び馬場地区を除くため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十一号議案

仙台市下水道条例の一部を改正する条例

仙台市下水道条例の一部を改正する条例

仙台市下水道条例（昭和三十五年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「承認」の下に「（この項ただし書を除き、以下「承認」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者（法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。）の承認を受けた事業者も、排水設備工事を施工することができる。

第六条の二第二項中「前項の」を削る。

第六条の三第一項中「前条第一項の」を削り、「承認する」を「承認をする」に改め、同項第三号中「専属させている」を「選任している」に改め、同条第二項中「前条第一項の」を削る。

第六条の四第一項中「専属の」を「選任した」に、「第六条の十一第一項各号」を「第六条の十一第二項各号」に改める。

第六条の五第一項及び第六条の八第一項中「第六条の二第一項の」を削る。

第六条の十一の見出し中「の責務」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公認業者は、営業所ごとに、第六条の九第一項の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。この場合において、公認業者は、当該責任技術者を他の県内営業所の責任技術者と兼ねさせることができる。

第六条の十四第三項中「第六条の十一第一項各号」を「第六条の十一第二項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害その他非常の場合における排水設備工事の実施に係る資格を見直すとともに、排水設備工事責任技術者の配置基準を緩和するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十二号議案

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例（昭和三十四年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

工事は、市又は市が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）でなければ、設計し、及び施行してはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者（法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者も、工事を設計し、及び施行することができる。

第十二条第二項中「指定給水装置工事事業者」の下に「又は前項ただし書の者（次条第二項及び第二十七条の二第二項において「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加える。

第十三条第二項及び第三十七条の二第二項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害その他非常の場合における給水装置工事の実施に係る資格を見直すため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十三号議案

仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表職務報酬部長の項中「三七、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和八年度以後の年度分の職務報酬について適用し、令和七年度分までの職務報酬については、なお従前の例による。

理由

非常勤の消防団員のうち部長の階級にある者の職務報酬を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十四号議案

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成三十年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「規定する保護者」の下に「（次項において「保護者」という。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の保護者等のうち前条の小学校又は特別支援学校（小学部に限る。）の児童の保護者（その児童について、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十三条の規定による教育扶助その他市長が定める給付で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者のうち市長が定めるものを除く。）からは、学校給食費を徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徴収については、なお従前の例による。

理由

小学校及び特別支援学校の小学部における学校給食費を無償化するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十五号議案

仙台市乗合自動車運賃条例の一部を改正する条例

仙台市乗合自動車運賃条例の一部を改正する条例

仙台市乗合自動車運賃条例（平成二十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三十八円十銭」を「四十五円九十銭」に改める。

第四条中「百六十円」を「百九十円」に、「八十円」を「百円」に改める。

附則第二項、附則第三項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表定期旅客運賃通勤大人一月の項中「三割」を「二割五分」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

普通旅客運賃の基本計算賃率及び最低運賃並びに通勤定期旅客運賃の割引率を改定するとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十六号議案

仙台市医療扶助審議会条例を廃止する条例

仙台市医療扶助審議会条例を廃止する条例

仙台市医療扶助審議会条例（昭和六十三年仙台市条例第百一十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

医療扶助審議会を廃止するため、現行条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 57 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

1 工 事 件 名	(仮称) 生出地域複合化公共施設新築工事
2 工事施行場所	仙台市太白区茂庭二丁目10番
3 契 約 の 方 法	一般競争入札
4 契 約 金 額	金 963,626,400円
5 契約の相手方	仙台市宮城野区幸町二丁目23番1号 中城建設・ビルド共同企業体 構成員 仙台市宮城野区幸町二丁目23番1号 中城建設株式会社 構成員 仙台市太白区長町南一丁目8番18号 株式会社ビルド

第 58 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

1 工 事 件 名	(市) 高畠定義線(定義工区) 橋梁上部工工事
2 工事施行場所	仙台市青葉区大倉字赤岩、同字大葉羅及び同字大葉羅下地内
3 契 約 の 方 法	一般競争入札
4 契 約 金 額	金 1,815,000,000円
5 契約の相手方	仙台市青葉区一番町二丁目 2番13号 東日本コンクリート・極東興和・オリエンタル白石共同企業体 構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2番13号 東日本コンクリート株式会社 構成員 広島市東区光町二丁目 6番31号 極東興和株式会社 構成員 東京都江東区豊洲五丁目 6番52号 オリエンタル白石株式会社

第 59 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 7 年 12 月 17 日付で一部変更の議決を得た仙台市役所本庁舎整備第 1 期 給排水衛生設備工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額 金 1,997,699,000円

変更契約金額 金 2,212,419,000円

増 加 金 額 金 214,720,000円

第 60 号議案

あっせんに関する件

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に係る損害賠償請求について、次のとおりあっせんを申し立てることにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

1 当 事 者 申立人 仙台市

相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

2 申 立 先 原子力損害賠償紛争解決センター

3 申立ての趣旨 相手方に対し本市が令和元年度から令和4年度までの各年度において放射性物質の影響対策に要した費用（公費により補填された額を除く。）の合計額39,570,010円に係る以下の額（申立て前に相手方からこれらの額の一部の支払があったときは、当該支払があった額を控除した額）の支払を求めるについて、和解の仲介を求めるもの

- (1) 相手方との協議により合意に至らなかった額4,775,040円及びこれに対する損害発生日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- (2) 相手方から支払を受けた額34,794,970円に対する損害発生日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

第 61 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
エル・パーク仙台	仙台市青葉区中央一丁目3番1号 公益財団法人せんだい男女共同参画財団	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
エル・ソーラ仙台		

第62号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市なかよし学園	仙台市青葉区荒巻神明町2番10号 社会福祉法人なのはな会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
仙台市サンホーム	仙台市泉区南中山二丁目12番地の3 特定非営利活動法人グループゆう	
仙台市袋原たんぽぽ ホーム	仙台市青葉区立町18番3号 社会福祉法人仙台はげみの会	
仙台市あおぞらホーム	仙台市青葉区荒巻神明町2番10号 社会福祉法人なのはな会	

第63号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市亀岡老人福祉センター	埼玉県鴻巣市東一丁目1番25号 社会福祉法人元気村	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで

第 64 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市健康増進センター	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号 公益財団法人仙台市健康福祉事業団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第65号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市子育てふれあい プラザ	仙台市青葉区上杉一丁目14番25号 特定非営利活動法人せんだいファミリーサポート・ネットワーク	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで

第 66 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市秋保二口キャンプ場	仙台市太白区秋保町湯元字薬師28番地 一般社団法人秋保地域活性化協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
仙台市秋保ビジターセンター		
せんだい秋保文化の里センター		

第 67 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市体育館	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 68 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市大倉ふるさとセンター	仙台市青葉区大倉字赤坂4番地の4 特定非営利活動法人グリーンライフ東北	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第 69 号議案

包括外部監査契約の締結に関する件

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求める。

1 契 約 の 内 容	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2 契約の期間の始期	令和 8 年 4 月 1 日
3 契 約 金 額	16,500,000円を上限とする額
4 費用の支払方法	契約の期間における最後の監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。
5 契 約 の 相 手 方	[REDACTED]

公認会計士 菊池 寛康

第70号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点 点
宮沢根白石（その9）線	仙台市青葉区小松島新堤30番19 同 30番52
小松島新堤6号線	仙台市青葉区小松島新堤30番52 同 30番16
小松島新堤7号線	仙台市宮城野区安養寺一丁目30番31 同 52番13
宮沢根白石（その10）線	仙台市宮城野区安養寺一丁目30番15 同 泉区南光台一丁目156番414
福田町駅自由通路線	仙台市宮城野区田子字西谷地27番2 同 26番2
岩切羽黒前幹線1号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前113番 同 神谷沢字金沢71番8
岩切羽黒前1号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前148番1 同 117番2
岩切羽黒前2号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前80番1 同 100番1
岩切羽黒前3号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前80番2 同 132番1
岩切羽黒前4号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前97番2 同 神谷沢字金沢71番8
岩切羽黒前5号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前105番1 同 91番2
岩切羽黒前6号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前80番3 同 131番
岩切羽黒前7号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前93番1 同 93番2
岩切羽黒前自転車歩行者専用道路1号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前102番6 同 97番1
岩切羽黒前自転車歩行者専用道路2号線	仙台市宮城野区神谷沢字金沢71番8 同 71番8
岩切羽黒前自転車歩行者専用道路3号線	仙台市宮城野区神谷沢字金沢71番8 同 岩切字羽黒前101番1

岩切羽黒前自転車歩行者専用道路 4 号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前100番 1 同 100番 1
岩切羽黒前自転車歩行者専用道路 5 号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前135番 1 同 135番 1
岩切羽黒前歩行者専用道路 1 号線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前93番 1 同 93番 2
中 田 六 丁 目 14 号 線	仙台市太白区中田六丁目613番20 同 678番
中 田 六 丁 目 15 号 線	仙台市太白区中田六丁目613番19 同 613番14
中 田 六 丁 目 16 号 線	仙台市太白区中田六丁目613番 3 同 613番 4

2 廃止するもの

路 線 名	起 点 終 点
小 松 島 新 堤 4 号 線	仙台市宮城野区安養寺一丁目30番70 同 52番13

第 71 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和7年度仙台市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度仙台市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度仙台市的一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ698,047,266千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 県支出金		36,843,629	582,769	37,426,398
	3 県委託金	4,117,118	582,769	4,699,887
歳 入 合 計		697,464,497	582,769	698,047,266

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		67,438,451	582,769	68,021,220
	4 選挙費	2,393,863	582,769	2,976,632
歳 出 合 計		697,464,497	582,769	698,047,266

第72号議案

仙台市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件

仙台市固定資産評価審査委員会の委員岡義彦、佐々木真理及び江澤亜樹は令和8年3月31日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、岡義彦、佐々木真理、江澤亜樹

第73号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、堀江謙一、高橋智男、佐藤理絵、渡邊眞弓、春日文隆、丹野富雄、西山敦子、齋藤信一、時準雄